

第 2 章 訓練資料

1 訓練大綱

令和3年度 青森県原子力防災訓練大綱 (実動訓練) (原子燃料サイクル施設対象)

青森県危機管理局原子力安全対策課

1 訓練の目的

原子力災害対策特別措置法第28条において準用する災害対策基本法第48条の規定に基づき、国、県、六ヶ所村、原子力事業者等の関係機関と地域住民の参加・連携の下、原子力災害時における初動対応、避難等の防護措置の対策を、迅速・的確かつ総合的な各種訓練を行うことで、防災関係機関における緊急時対応能力の向上と、地域住民の防災意識の高揚を図る。

2 訓練の基本方針

- (1) 国、県、市町村、原子力事業者等防災関係機関における対応手順の確認・技術習熟
- (2) 六ヶ所村避難計画に基づく住民防護措置訓練の実施
- (3) 原子力防災に関する住民理解促進
- (4) 新型コロナウイルス等の感染症を想定した訓練の実施
- (5) 訓練で得られた教訓事項の計画等への反映

3 実施日

令和3年11月1日(月)ほか

4 主催

青森県、六ヶ所村

5 訓練想定

日本原燃株式会社原子燃料サイクル施設において、警戒事象（全交流電源喪失30分経過及び蒸発乾固のおそれ（溶液の沸騰））が発生した。その状況において、使用済燃料貯蔵槽の破損に伴う水位異常により施設敷地緊急事態となった。使用済燃料貯蔵槽について補修を実施し、漏えい事象は収束したが、蒸発乾固の発生により全面緊急事態となり、さらに事態が進展し放射性物質が放出され、施設周辺地域に影響を及ぼす。

6 主要訓練項目

県及び市町村の地域防災計画に定められている訓練項目を踏まえ、今回はUPZ内住民の一時移転を中心とし、住民や学校等における屋内退避、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた一時集合場所及び避難所の開設・運営等、防護措置に重点を置いた訓練を実施する。原子燃料サイクル施設を対象とした訓練は震災後初めての実施。

- (1) 住民広報訓練
- (2) 学校施設等防護措置訓練
 - ①こども園（引渡訓練・屋内退避訓練）
 - ②学校（引渡訓練・屋内退避訓練）
- (3) 住民屋内退避訓練
- (4) 避難行動要支援者搬送訓練
- (5) 緊急時モニタリング訓練
- (6) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた一時集合場所開設・運営訓練
- (7) 傷病者等搬送訓練
- (8) 交通規制・警戒警備訓練
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練
- (10) 物資搬送・受入訓練
- (11) 臨時公衆電話等設置訓練・通信事業者資機材展示
- (12) 映像伝送訓練

